6川産第156-2号 令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川上村長

市町村名		川上村				
(市町村コード)	(20304)					
地域名	川上村·下地区					
(地域内農業集落名)		(大深山・原・御所平・樋沢)				
協議の結果を取り	+	令和6年12月25日				
励識の結果を取り	まとめた平月ロ	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくださ

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、大型機械を利用した土地利用型農業で、農業後継者の定着率も高く生産意欲も高揚しているが、 経営規模の拡大を図る一方で、家族のみでは労働力が不足し、外国からの雇用労働力に多くを頼らざるを得な い状況となっており、労働力の確保が課題となっている。

- ・後継者不在・経営状況の問題等から廃業する者も出てきており、農業経営の二極化が進みつつある。
- ・野菜の需要量の伸びが無いこと、人件費や資材価格の高騰等により農家の経営は厳しい状況になってきてお り、高収益作物の導入や転換を検討していく必要がある。
- (2) 地域における農業の将来の在り方

・夏秋期の野菜生産地として消費者の信頼を得る高品質で安全な新鮮農産物の総合的生産供給体制の整備強 化を図りつつ、省力化や低コスト生産技術の導入および普及を促進する。 ・地域の特性を活かした品目の導入や農産加工・直売の取組み等による経営の複合化・多角化により所得確保

- を目指す高付加価値化に向けた取組みを推進する。
- ・農地の保全と持続性の高い有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用し規模拡大に意欲的な担い手へ の農地の集積・集約化を推進する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	645 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	検討中 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手へ の農地集積を進める。

### (2)農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえるとともに土地所有者の意向に配慮し、農地中間管理機構を活用した段階的な集約 化を進める。

## (3)基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。
- ・農道や用排水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に取り組む。

#### (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

県やJAとも連携し、研修体制や支援体制の充実を図り、親元就農者による経営の継承や新規参入者の就農後の技術力・経営力の向上を支援する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特殊な作物(そば等)の収穫作業は、収穫機械を村が確保し、JAに作業委託することとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

0	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	<b>④</b> 輸出	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	8農業用施設	9その他	

# 【選択した上記の取組方針】

①主にシカの被害が拡大しないよう既存の侵入防止策の修繕や更新を行い(多面的機能支払交付金の活用)、 猟友会と連携しながら定期的に有害鳥獣駆除を実施して個体数の調整を行う。